

下水道グローバルセンター設置要綱（案）

(1) 名称

下水道グローバルセンター（GCUS：Japan Global Center for Urban Sanitation）

(2) 活動目的

①世界の水・衛生問題等の解決に向けた国際貢献

国及び地方公共団体等の国際協力活動、国際交流活動を支援しつつ、世界の水・衛生問題や地球温暖化問題の解決に貢献する。

②下水道関連企業のビジネス展開支援

海外のビジネス展開に意欲的な下水道関連企業を学官が強力に支援し、我が国の下水道界の活性化にも貢献する。

③国内の下水道施策への還元

海外での活動成果を、我が国の地方公共団体等に還元し、新たな下水道施策の展開に反映させる。

(3) 活動内容

これまで我が国が実施してきた国際協力活動をより一層充実させ、計画・建設から管理・運営に至るまで、我が国の産学官のあらゆるノウハウを結集し、海外で持続可能な下水道システムを普及させるため、下記の活動を行う。

①国際協力活動の展開支援

（独）国際協力機構（以下「JICA」という。）や国土交通省等が実施する国際協力活動（技術協力、円借款、プロジェクト形成調査など）及び地方公共団体等が実施する国際交流活動に対し、技術的側面を中心とした支援を実施する。

1) 海外での現地調査・広報活動

海外での水・衛生事情に関する現地調査を行うとともに、本邦政策・技術に関するワークショップ、セミナー等を開催する。

2) 案件形成に資する諸活動

過去に我が国で研修を受けた海外の政府幹部や我が国から海外に派遣されている職員等と連携し、現地での案件形成に資する諸活動を実施する。

3) 研修の受け入れ支援、過去の研修実績の評価・蓄積

我が国の産学官のノウハウが幅広く活かされるよう、研修内容やその役割分担を総合的に検討するとともに、過去の研修実績を評価、蓄積し、以後の研修内容の検討に反映させる。

4) 対象国・地域のニーズに合った本邦技術の適用支援

下水道関連企業と連携し、国際協力活動に必要な技術に関するニーズの発掘、開発、指針の整備等を行い、対象国・地域のニーズに合った事業等の展開に貢献する。

②情報共有プラットフォームの構築、国際ネットワークの形成

国際協力活動に必要な人材、技術等の情報や海外の下水道事情などの情報を集約し、情報共有プラットフォームを構築するとともに、海外の下水道関係団体とのネットワークを形成し、国際的な交流を推進する。

(4) 構成組織

①本センターは、下記の機関によって構成するものとする。各々の機関は、(5)の役割分担の基本的な考え方を踏まえ、人材・技術等の面からの支援を行うことにより、下水道グローバルセンター（以下、「センター」という。）の構成機関として活動する。

- ・国土交通省国土技術政策総合研究所下水道研究部
- ・日本下水道事業団
- ・(社)日本下水道協会
- ・(財)下水道業務管理センター
- ・(財)下水道新技術推進機構

②対象となる国・地域や活動内容等に応じ、①の機関からなる活動グループを構成する。各グループは、計画・建設から管理・運営にわたる各下水道関連企業、大学、地方公共団体等の関係機関及び海外経験を有する者に対し、活動に参画することを求めることができる。

③センターの事務局を(社)日本下水道協会に置き、センターの活動全般の推進・調整に係る事務及び各活動の庶務的な事務等を担う。

(5) 役割分担の基本的な考え方

個別の活動における各機関の具体的な役割分担については、対応方針調整会議で調整することとするが、その際、下記の基本的な考え方に基づくものとする。

- ・国土交通省国土技術政策総合研究所下水道研究部
海外の下水道技術・制度等の情報の収集、海外で適用可能な技術の提案等に関すること。
- ・日本下水道事業団
海外で適用可能な技術の開発・提案、海外経験者等による人的支援、現場等での研修の受け入れ支援等に関すること。
- ・(社)日本下水道協会
(4)③に規定するセンターの事務局としての事務のほか、情報共有プラットフォームの構築及び国際ネットワークの形成の推進に関すること。
- ・(財)下水道業務管理センター
研修内容の検討及び評価、研修生等の人材情報の整理、プロジェクト形成調査の企画・進行支援等に関すること。
- ・(財)下水道新技術推進機構
海外で適用可能な技術の開発・提案及びこれに関する下水道関連企業との調整、各種技術情報の集約等に関すること。

(6) 対応方針調整会議

- ①センターの運営方針及び活動の対応方針等に関する調整を行うため、センターに、(4)①の組織及び国土交通省下水道部から構成される対応方針調整会議を設置する。
- ②対応方針調整会議には、必要に応じて、各下水道関連企業、大学、地方公共団体等の参画を求めることができる。

(7) 審議会

センターの活動に関する重要な方針等について助言等を得るため、センターに、有識者等からなる審議会を設置する。

(8) 運営方法

- ①(4)②のグループが行う活動のうち、(3)①の国際協力活動の展開支援に関するものについては、国際協力活動の主体からの要請に基づき行うこととする。
- ②①の場合、グループの活動に要する経費のうち国際協力活動の主体からの要請に係るものは、原則として当該国際協力活動の主体が負担するが、活動内容等を踏まえ、対応方針調整会議において個別に決定することとする。

(9) 他分野の国際協力活動との連携

センターの活動に際しては、水・衛生分野に関する他の国際協力活動と緊密に連携を図ることとする。

(10) その他

本要綱は、平成21年4月<P>日から施行する。本要綱の改訂は、対応方針調整会議の議を経て行うこととする。

以上